

長岡京市立中央公民館 1・2階社会教育ホールのご利用までの流れ

長岡京市立中央公民館は“社会教育施設”ですので、社会教育法の第23条に基づき、下記の内容ではご使用いただくことはできません。

◆営利を目的とした事業であること。

- (例) ・一般企業や組合組織等による広報を含む商行為や会議、講演会など。
 ・一般企業や組合組織等による採用試験やその説明会など。
 ・カルチャースクール・学習塾と類似した使用など。

◆特定の政党の利害に関する事業。

- (例) ・政党や政治団体が行う会議、研修会、講演会やその他催事など。
 ・特定の政党や候補者に賛否する目的の運営や集会など。

◆特定の宗教の支援に関する事業。

- (例) ・宗教法人・団体等が行う会議、研修会、講演会、集会など。

上記の内容で使用
されない
ことが前提
です

利用者登録基準は施設により異なりますので、利用者登録は“各々の施設”でご申請ください。公民館の使用申し込みの受付時間は、開館日の午前9時～午後7時までです。CD ラジカセなど備品は予約が空いていましたら無料でお使いいただけます。お気軽にお問い合わせください。



「利用者登録団体」
 予約システム利用者として登録していただくことが可能です。
 ※毎月 20 日までに利用者登録申請をご提出いただき、審査が通れば翌月の1日よりご利用可能。
 【登録のメリット】
 ・3カ月前の抽選予約が可能。
 ・2カ月前～ホームページやキオスク端末より仮予約が可能。(保留期間は7日間)

「一般団体」
 単発でのご利用で、申請をお受けします。
 2カ月前の1日より、空いているお部屋のご予約が可能です。
 お電話などで空き状況を確認後、直接窓口にて申請のお手続きをしていただきます。

基本使用料
でご利用
いただけます。

サークル活動として
定期的に使用される

年に数回、単発で
使用される

基本使用料
に5割加算
されます。

了承済

申請のお手続きの際に、使用料をお支払いいただきます。使用の中止や変更をされる場合は許可書をご持参下さい。使用の申込の詳細につきましては「使用の手引き」をご参照ください。

5名以上の
団体である。

はい

団体の構成員の半
数が長岡京市在
住・在勤である。

はい

1名以上いる

5名も
いない

申し訳ございません
が、当公民館はご利用
いただけません。
他の施設をご検討
ください。

1名もいない

長岡京市民
(在住・在勤)
の方が1名
以上いる。

半数はいない